

総務常任委員会記録

開催年月日	令和元年 11 月 28 日（木曜日）
開催時間	午前 11 時 46 分～午前 11 時 57 分
開催場所	第 1 委員会室
出席委員	佐藤（正）委員長　吉田副委員長 柳下委員　山田委員　岸本委員　関口委員（議長） 中川委員　小泉委員　青木委員　黒沢委員
欠席委員	なし
説明者	野崎総務部長 三橋総務課長 芝崎主幹 三澤主査
案件	（付託議案） 1. 議案第 40 号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理について 2. 議案第 41 号 寒川町印鑑条例の一部改正について
議会事務局	新藤議会事務局長　　亀井議会事務局次長 波多野主任主事

【佐藤（正）委員長】 委員の皆様、大変申し訳ありませんけれども、急遽、総務常任委員会を開催させていただきます。

案件につきましては、先ほど条例審査の中で議案第60号に関する質疑の中で答弁に誤りがあったということで、執行部が訂正したいという旨でこの常任委員会を開催させていただきます。流れといたしましては、まず説明を受けて、その後、関連する部分につきましては再度質疑を受けたいと思います。その後、再度討論、採決という手続きをとりたいと思いますが、以上の流れで皆さんよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【佐藤（正）委員長】 ありがとうございます。それでは、執行部が入室いたしますので、暫時休憩いたします。

【佐藤（正）委員長】 それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

この案件について執行部の説明を求めます。

野崎総務部長。

【野崎総務部長】 このたびは、総務常任委員会を閉じた後、再度開いていただくことになり、大変申し訳ありませんでした。理由につきましては、夜間勤務手当について、先ほどの委員会の中での答弁に誤りがあったということでございます。これから答弁の訂正をさせていただいて、その上でご質疑等を受けた上で進めさせていただければと思います。どうかよろしく願いいたします。

【佐藤（正）委員長】 三橋総務課長。

【三橋総務課長】 先ほど中川委員より夜間勤務手当に関するご質問がございました。その際、私の答弁の中で重大な誤りがございました。申し訳ございませんでした。内容は、夜間勤務手当について現在町職員で夜間勤務手当の支給に該当する職員はいないという内容の答弁をしてしまいました。これが誤りでございます。24時間勤務の消防の職員については、夜間勤務手当が支給されております。その点について大きな誤りでしたので、申し訳ございませんでした。そもそもご質問は、給与条例第2条の規定に夜間勤務手当の文言を追加する規定でございました。これについて現在の状況で影響はないのかというご質問だったかと思っております。夜間勤務手当の支給そのものにつきましては、寒川町一般職の職員の給与に関する条例の中で、第13条の2になりますが、夜間勤務手当について規定されておりまして、条文を読ませていただきますと、「正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した時間に対し勤務1時間につき次条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜間勤務手当として支給する」という支給に関する規定が定められておりますので、今回条例改正で改正する条項は支給の規定ではございませんので、今回の改正について支給そのものについては影響がございませんでしたことを申し添えます。貴重な時間を浪費させてしまいまして大変申し訳ございませんでした。

【佐藤（正）委員長】 ただいま議案第60号に関する説明ということで訂正していただきました。それでは、今執行部から説明がありました関連する事項について質疑のある方は挙手をお願いします。

中川委員。

【中川委員】 訂正の説明をしていただいたところでございます。地方公務員の給与は給与条例主義に基づいているので、その根拠規定が必ず必要になってくるという中で、ただ、実際の支給については、今説明のあった13条の2の根拠規定があるのでということではあるんですが、一方で、第2条はいろんな手当の定義に関するところでもあろうかと思っておりますので、そういった定義を欠いた中での

支給の問題もあるのかと思います。ですので、そこは明確な定義を位置づけておかないと、法令上の根拠を問われかねないのではないかという部分があるのかと思いますので、やはり注意すべきところではないかと思いますが、その点について見解をいただきたいと思います。

【佐藤（正）委員長】 三橋課長。

【三橋総務課長】 委員おっしゃるとおり、今回改正する第2条につきましても、給料について手当を除く部分だという規定をしているところでございます。その文言に不備がありました。おっしゃるとおり大事なところでございますので、今後このようなことがないように十分注意したいと思いません。

【佐藤（正）委員長】 中川委員。

【中川委員】 もう一点だけ。給与についての定義で、いろんな手当を除いたという部分になってくるとのことなので、給与の定義をむしろ定める、そちらに力点が置かれているところなので、13条の2の規定があるということで、その点の法的な問題はなく、夜間勤務手当は支給できていた、そうした考え方でよろしいでしょうか。その点をお伺いします。

【佐藤（正）委員長】 三橋課長。

【三橋総務課長】 おっしゃるとおり、夜間勤務手当の支給そのものについては、別の規定で担保されていると考えております。

【佐藤（正）委員長】 他にございますでしょうか。

小泉委員。

【小泉委員】 ただいま消防職員に関しては夜間勤務手当は支給されているというお話でしたが、それ以外の職員の方では、夜間勤務手当が支給されているという例はないのでしょうか。例えば災害発生時、先日の台風19号等は夜間になったのではないかとも思うのですが、このあたりはどのようになっていますでしょうか。

【佐藤（正）委員長】 三橋課長。

【三橋総務課長】 他の職員で夜間に業務が及ぶ場合もございますが、正規の勤務時間として命ぜられている時間ではありませんので、そういったほかの職員については、時間外勤務手当としては支給はございます。深夜になるとその分割り増しのような形での計算で支給はございますが、夜間勤務手当としての支給ではございません。

【佐藤（正）委員長】 他にございますか。

（「なし」の声あり）

【佐藤（正）委員長】 それでは、以上をもって質疑を終結させていただきます。条例の審査ですので、また該当する方がいるという話なので、答弁はしっかり正確にやっていただきたい、そのことを申し上げて質疑を終了させていただきたいと思います。

暫時休憩いたします。

【佐藤（正）委員長】 それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

ただいま答弁の訂正がありました議案第60号 寒川町一般職の職員の給与に関する条例及び寒川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について、この後、改めて討論、採決と進んでいきますけれども、討論のための休憩についてはいかがいたしましょうか。

（「必要なし」の声あり）

【佐藤（正）委員長】 それでは、このまま討論に入らせていただきます。

議案第60号 寒川町一般職の職員の給与に関する条例及び寒川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について、討論はありませんか。まず反対討論のある方。

(「なし」の声あり)

【佐藤(正)委員長】 賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【佐藤(正)委員長】 討論なしと認めます。それでは、これをもって討論を終結いたします。
これより議案第60号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【佐藤(正)委員長】 賛成全員であります。よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本日総務常任委員会に付託された案件は全て終了となります。お疲れさまでした。

午前11時57分 閉会

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和2年2月7日

委員長 佐藤 正憲